

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年8月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500005号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500020号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年7月31日から同年11月1日に訂正し、同年7月から同年10月までの標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

平成2年7月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年7月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社での資格喪失年月日が平成2年7月31日となっているが、同社を退職したのは同年10月31日であるので、資格喪失年月日を同年11月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録により、請求者は平成2年10月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当初、平成2年11月1日と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月31日(現在は、平成3年3月1日に訂正)より後の同年12月25日付けで、同年7月31日に訂正されていることが確認できる上、同年12月25日付けで、同社の複数の厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が同年7月31日に訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の当時の事業主は、厚生年金保険料を滞納していたことから、社会保険事務所(当時)の指導により前述の資格喪失年月日の訂正に係る届出を行った旨回答している。

加えて、A社の商業登記簿謄本によると、請求期間において、同社は法人格を有していたことが確認できることから、同社は、当該期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年11月1日から同年7月31日に訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該訂正処理前の同年11月1日であると認められる。

また、平成2年7月から同年10月までの標準報酬月額については、当該訂正処理前の記録から、53万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500006号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500021号

第1 結論

請求者のA社における平成4年5月1日から平成5年3月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年5月から平成5年2月までの標準報酬月額については、15万円から24万円とする。

平成4年5月から平成5年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年5月1日から平成5年3月31日まで

A社に勤務していた期間の給与の手取額は30万円以上だったので、調査の上、標準報酬月額を30万円以上に訂正し、年金額に反映するようしてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額は、当初24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成5年3月31日)より後の平成6年1月21日付けで、平成4年の定時決定が取り消された上、平成4年5月1日に遡って15万円に減額処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の複数の厚生年金保険の被保険者についても、平成6年1月21日付けで、平成4年9月1日以前に遡って標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる。当該被保険者の一人から提出された給与明細書によると、給与支給額に見合う標準報酬月額は、減額訂正処理前の標準報酬月額又はそれ以上の標準報酬月額であることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は役員ではないことが確認できる上、同社の請求期間当時の事業主及び請求者の元上司は、請求者は当該減額訂正処理に関与していない旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年1月21日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、請求者について平成4年5月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

一方、請求者は、請求期間における実際の給与支給額は30万円以上であったと主張しているところ、A社は既に解散しており、同社の当時の事業主は、請求者の給与支給額及び保険料控除額について、賃金台帳等の資料が残っていないので不明である旨陳述しているが、前述の標準報酬月額を遡及訂正処理された被保険者から提出された給与明細書によると、事業主は、社会保険事務所(当時)に届け出た当初の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していることが確認できることから、請求者についても社会保険事務所に届け出た当初の標準報酬月

額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと推認できる。

このほか、請求期間において請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。